

川崎市立井田病院院内感染対策委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立井田病院（以下「本院」という。）における院内感染の防止を目的として設置する川崎市立井田病院院内感染対策委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 各職場における感染状況の調査及び報告に関すること。
- (2) 院内感染予防の具体的方策に関すること。
- (3) 院内感染予防対策の監視に関すること。
- (4) 院内感染対策の指導に関すること。
- (5) 滅菌及び消毒に関すること。
- (6) 院内の清潔保持に関すること。
- (7) 院内感染対策のための本院職員に対する研修に関すること。
- (8) 廃棄物の適正な管理及び処理に関すること。
- (9) 廃棄物による環境汚染及び院内感染防止対策に関すること。
- (10) その他院内感染防止のために必要と認める事項

(組織等)

第3条 委員会は、本院の病院長（以下「病院長」という。）、副院長及び次の各号に掲げる部門等の区分に応じ、当該各号に掲げる職にある職員をもって組織する。

- (1) 診療部門 感染対策室室長及び病院長の指名する診療部長、初期臨床研修医
- (2) 看護部門 副院長看護部長、手術室師長及び結核病棟師長
- (3) 薬剤部門 薬剤部長

- (4) 臨床検査部門 検査科課長
- (5) 給食部門 食養科長
- (6) 放射線部門 放射線診断科課長
- (7) 事務部門 事務局長
- (8) その他 委員長が必要と認める職員

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、感染対策室室長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 5 委員は、30名以内とする。
- 6 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、原則として月1回開催し、その他必要に応じて委員長が招集することができる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録の保存)

第6条 委員会の議事録は、これを3年間保存しなければならない。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本院事務局庶務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 川崎市立井田病院・院内感染対策委員会要綱（平成14年5月1日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。